

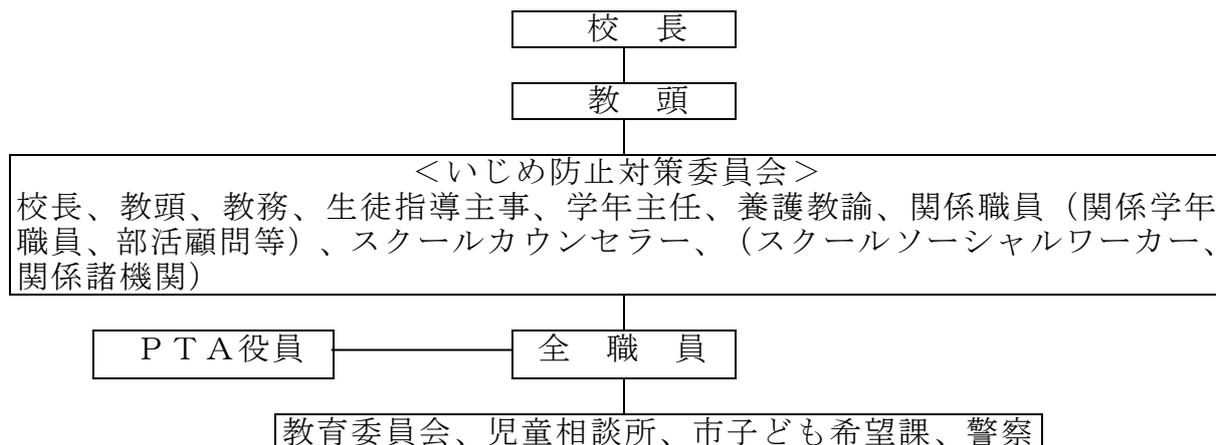
掛川市立北中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 1 日策定
令和 7 年 3 月 31 日改定

1 はじめに

本方針は、掛川市いじめ防止基本方針を受けて、本校すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができることを期して策定しました。

2 いじめ防止対策組織



3 いじめへの具体的な取組

(1) いじめの未然防止

ア いじめの共通理解を図ります。

(ア) いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全職員の共通理解を図ります。

→「静岡県いじめ対応マニュアル」「掛川市いじめ対応マニュアル」等を利用します。生徒指導主事が中心となり研修を進めます。

(イ) 生徒に対しては、全校集会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、いじめは人間として絶対に許されないことであるという理解を促します。

→冀北集会でいじめの内容を取り上げます。

イ いじめが起こりにくい集団をつくります。

(ア) 教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団を作るように努めます。

→班長会で情報を収集します。

(イ) 生徒同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。

→人間関係プログラムを実施します。

(ウ) 授業の中での規律等を大切にし、わかる授業、高め合う授業づくりを進めます。また、全ての生徒が参加、活躍できる授業を工夫するよう努めます。

→・教科指導において、意図的な小集団をつくり、話し合い活動を取り入れます。

・進んで授業を公開し授業力向上に努めます

ウ 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します。

(ア) 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

- (イ) 特別の教科道徳では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるように指導します。
→・学年で授業の内容を検討し、組織的に授業を行います。
・生命尊重や公平公正を主題として、いじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てます。
・「かけがわ道徳」の実践により、まごころをもって事に当たる報徳の教えを通して豊かな心を育てます。
- (ウ) 学級活動、生徒会活動などでは、日常生活との関連を図り、生徒が主体的にいじめをなくすための取組を充実させます。
→いじめをしてはいけないという意識が日常的にもてるようにします。

(2) いじめの早期発見

- ア 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するように努めます。
→ノートを利用します。班長会で情報を集めます。毎週行う生活担当者会で情報を共有し、対策を立てます。
- イ 小さな兆候であってもいじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わりいじめを積極的に認知するように努めます。
→授業中や休み時間のわずかな変化を見逃しません。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
→毎月アンケートを実施します。年2回の教育相談期間を設けます。
- エ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに生徒及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
→スクールカウンセラーや関係機関と連携します。また、こころの相談ノートを活用できるようにします。
- オ インターネット上で行われるいじめに目を光らせます。
→掛川市教育委員会ネットパトロールなどと連携して情報収集に努めます。

(3) いじめに対する措置

ア いじめ情報のキャッチ

- (ア) 教職員は、次のような場合に当該生徒の学級担任・学年主任及び生徒指導主事に報告します。
・生徒から、いじめ被害の訴えがあった場合
・生徒同士の関係から、いじめの疑いが見られた場合
生徒指導主事は、管理職に報告すると共に、校内いじめ防止対策委員会を開催します。

(イ) いじめ防止対策委員会による協議

いじめ防止対策委員会「校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係職員（関係学年職員、部活顧問等）スクールカウンセラー」において、いじめ認知、問題行動の把握、今後の指導方針等について協議を行います。

※必要に応じて市や関係機関（警察・児童相談所）との連携を図ります。

(イ) 対応方針の決定と役割分担

被害者、加害者、関係者、周囲の者の状況、いじめの様態等を整理し、緊急度や危険度（自殺、行方不明、脅迫、暴行等）の確認の後、役割分担（①被害者からの聞き取りと支援担当 ②加害者からの聞き取りと指導担当 ③周囲の者と全体への指導担当 ④保護者への対応担当⑤関係機関との連絡担当 ⑥事実の記録担当）を行います。
※必ず事実の記録を残します。

(ウ) 事実の究明

いじめの状況やきっかけ等を聞き取るとともに、複数の情報をつきあわせ、確実な事実に基づいた指導ができるよう、関係職員で確認します。聞き取りは基本的に、被害者→周囲の者→加害者の順で行い、聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守等については、最新の注意を払います。

(エ) 被害者、加害者、周囲の者等への対応

加害者への指導、被害者への謝罪等の対応については、事案の内容によって形式やタイミングは異なるが、被害者の辛い気持ちや加害者の反省が、双方に伝わるように行います。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応について双方に十分理解させます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。
- イ 欠席の原因がいじめと認められ、生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合。
- ウ 生徒や保護者から、いじめを受けて重大な事態に至ったという申し立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに、教育委員会に報告するなど、いじめ防止対策推進法等に基づいた対応を行います。

5 検証と見直し

- (1) P D C A サイクルの考え方に従い、以下の取組評価アンケートを行い、その結果を踏まえて取組が適切に行われたか否かを検証します。
- ア 生活向上アンケート（毎月）
 - イ 学校職員による学校評価アンケート
 - ウ P T A 会員を対象とした学校評価アンケート

6 諸機関との連携

- (1) いじめが発生した場合、本校の「いじめ対策委員会」を中心に対応を進めていきますが、いじめの実態に応じて他の諸機関とも連携して対応します。その場合は迅速に情報を共有し合い、協力をして対応に当たります。

掛川市教育委員会	0537-21-1156
西部児童相談所	0538-37-2810
掛川市役所子ども希望課	0537-21-1205
掛川警察署	0537-22-0110